

# 現代の平和主義

## 日本国憲法第9条を巡る議論の表と裏

学部： 社会情報学部

名前:オルショー ゲルゲイ

学籍番号:12687002

# 目次

前書き .....	3
平和主義の基本特徴.....	3
自衛隊の問題.....	4
憲法改正を巡る議論のアウトライン.....	5
憲法改正の草案の問題点.....	7
調査結果のまとめ.....	9
インタビュー感想.....	13
結論.....	14
参考.....	15
(付録1:日本国憲法第9条についてのアンケート).....	16

## **前書き**

60年も超えた日本国憲法は日本の根本法である。この憲法は「三大原理」という基本的な偉烈がある。この三大原理は「国民主義」や「基本的人権」や「永久平和主義」である。確かに「国民主義」や「基本的人権」は民主主義に基づく憲法の全てにあるが、「永久平和主義」の理想は日本国憲法の事例のない特徴である。しかし、最近の様々な展開ので、この理想は憲法から消える可能性がある。

この論文で、この平和主義をめぐる議論の様々な面を調べるつもりだ。まず、平和主義の歴史をまとめ、定義やその定義の様々な特徴を述べる。次に平和主義の話から分離できない自衛隊のことを説明する。次に平和主義に関する、現在の政治的や国際的な展開を説明し、平和主義を巡る議論の概要をまとめる。そしてこの議論のきっかけ、いわゆる与党の憲法改正に関し述べる。次に自分で行った、平和主義に関する意識調査の結果をまとめ、それと同時に行った様々なインタビューに関する感想もまとめる。最後に結論としてこの一年間の研究の結果に基づいた意見を出す。

## **平和主義の基本特徴**

敗戦の後の無条件降伏によって、日本は政治的な自由を一時的に失った。戦前の政治制度をそのまま続けるのはいけなかったので、新制度のため新しい憲法も必要になった。そのためあの頃日本に滞在した米軍に監督された新しい憲法が出来た。戦後の雰囲気はまだ感じた米軍は将来の日本の戦力が怖いと思いながら、その可能性は現実にならないように、ある規定を憲法に入れさせた。

その規定は二つの重要なポイントがあった。一つ目は、日本は国際問題の解決方法として戦争を絶対認めないことであった。二つ目は、その理想を実現できるように、日本は軍隊を絶対持たないことであった。これが日本国憲法第9条、いわゆる平和主義と言うことである。規定のテキストは次である：

**第1項 「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」**

**第2項 「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」**

第1項は特に珍しいものわけではない。ハンガリーのもと憲法を例えたとしたら、「ハンガリー共和国は国際問題の解決方法として、戦争を認めない。ハンガリー共和国は他国の独立や領土に対する攻撃や攻撃の脅威は遠慮する。」ということが憲法に書いていた。この規定は憲法9条第1項とはほとんど一緒だ。戦争を望まないことや平和を重要にすることは世界の様々な国の憲法に入っている。日本国憲法の特徴はこのその第2項のことである。平和の理想を実現するため、軍隊を持つ権利を放棄する国は日本しか全くいない。この特徴は日本の平和主義の基である。

その平和主義は現在まで様々な影響があった。そしてその影響に関する様々な意見が最初からあった。従って様々な議論も続いた。平和主義は日本の発達の鍵だと思っている人もいるが、反対に米軍に説得された規定としておぞましい過去のことだから削除したほうが良いと思っている人もいる。それでも、現在まで変わることが一回もなかった。

この憲法9条の効果で日本は軍隊を全く持たない国である。第二次世界大戦からずっと戦争をせず、国連の戦争と繋がっている作戦にも参加しなかった。しかし、軍隊を持たないのに、軍隊の様々な特徴がある組織は日本に存在する。憲法9条の問題との繋がりが強いので、憲法改正を巡る議論のまとめをする前、次にこの自衛隊という組織に関する説明をする。













## 自衛隊の問題

憲法9条に関する話をする時、自衛隊の話もしなければならない。自衛隊は1954年に創設された、日本における防衛組織である。自衛隊法第3条第1項により「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」ものとされ、人命救助などの災害派遣や国連PKOへの派遣などの国際平和協力活動を副次的任務とする。

法的には軍隊とは言えない組織だが、役割は軍隊と似ている特徴が様々ある。まず、法的に警察の一部として活動する組織である。そして外国で全く活動しないが、日本が他国に來襲されている場合は侵攻阻止能力がある。それより、日本国憲法には自衛隊のことが全く規則されていないので、憲法9条と自衛隊の関係ははっきりされていないので議論や論争の基になる。

さらに平和主義なので軍隊を持たないことは経済的によいことだと思われがちだが、実は日本は

軍事費が世界中で7番目多い国である。

順位	国名	軍事費 (2009年)	GDP 比 (2008年)
1	 <a href="#">アメリカ合衆国</a>	663,255,000,000	4.3%
2	 <a href="#">中華人民共和国</a>	98,800,000,000	2.0%
3	 <a href="#">イギリス</a>	69,271,000,000	2.5%
4	 <a href="#">フランス</a>	67,316,000,000	2.3%
5	 <a href="#">ロシア</a>	61,000,000,000	3.5%
6	 <a href="#">ドイツ</a>	48,022,000,000	1.3%
7	 <a href="#">日本</a>	46,859,000,000	0.9%
8	 <a href="#">サウジアラビア</a>	39,257,000,000	8.2%
9	 <a href="#">イタリア</a>	37,427,000,000	1.7%
10	 <a href="#">インド</a>	36,600,000,000	2.6%
11	 <a href="#">大韓民国</a>	27,130,000,000	2.8%
23	 <a href="#">中華民国</a>	9,866,000,000	2.1%

「軍隊を持たない」国として、日本の軍事費が非常に高い。ハンガリーの軍隊や軍事費を例えるとしたら、日本の軍事費の36分の1に過ぎない。しかし、GDP比を調べると、日本の軍事費のGDP比は比較的少ない。1%に過ぎない割は上の表の最も低い。そして自衛隊のコストは軍隊のない国として高いが、経済的な影響が同じレベルの軍事費がある他国より小さいということがこの表から読み取れる。

さらに、問題点がいくつかあるのに、自衛隊に関する世論調査は97%以上のよい印象を表している。この結果は東日本大震災の時の災害派遣活動にも影響されていたが、自衛隊の肯定的な認知は創設から絶対だった。

しかし、現在の憲法9条に関する議論と繋がり、この自衛隊も重要な問題点になる。憲法改正論議を望む人は自衛隊のステータスもはっきりして欲しい。そして、憲法9条に反対するや無関心がある人は自衛隊が存在するので憲法9条は効果のない定則であるという意見を出すことも珍しくない。そのため、自衛隊の問題は憲法9条の問題と分離できない問題である。

## 憲法改正を巡る議論のアウトライン

平成25年に憲法9条は憲法と同時に66年を超えた。昔から日本国憲法の規則の一つであり、将来もずっと憲法に残ると思われがちだが、時代は変わって行く。戦争を全く知らない世代が生まれて成長した。韓国や中国との領土問題が増加し、北朝鮮が戦争を起こす恐れが出て来たので、平和的な国際環境が愈々変わって行く。戦後の思いを乗り越え味方になったアメリカにいつまで頼ればいいと疑っている人も多くなる。永遠に続ける平和の理想を目指すのは勿論よいだが、世界で軍隊を持っていない国は日本しかないなら、間違っているのは日本ののではないだろうか。

確かに政治家もそう思っているようだ。日本の安倍首相は平成25年の前半に様々なインタビューで日本国憲法についてのポリシーに関する話をした。安倍首相によると憲法を変えるべきだ。憲法9条は過去の状況に合った規定だったが、現在日本の状況にあっていない。そして、もう必要はない。その現在までずっと変わらなかった憲法を変えるように、まず変えたいのは憲法を変えることの条件の規則、いわゆる憲法第96条だ。現在の規則通りに、憲法を変えるために少なくとも国会全員の66%以上の賛成が必要だが、安倍首相が望んだ通りになれば、50%以上だけで十分である。この前例のないことで、60歳も超えた憲法9条がいつでも消える可能性がある。

さらに、実は憲法9条にこんな思いを持った人は安倍首相がはじめてわけではない。しかし、安倍首相は「日本」もそう考えると思う。それは正しいかどうか分かりにくいだが、平成25年5月頃は憲法を変えようと思っている人が増加しているのは事例がない事実である。日経新聞の平成25年5月の調査によると、日本人の56%は憲法9条を変えようと思っている。さらに毎日新聞の調査によると60%は憲法改正に賛成する。以前はこのような意見は確かに存在したが、50%以上になるのは珍しいことだ。この結果から安倍首相の意見を支える日本人が多くなって行くということが分かる。

そして異なる意見が出て来ると同時に議論が続いている。国内では様々な賛成や反対する団体はイベントやデモを行う。さらに国際的反応も出る。特に東アジアの国々からの批判や不安の声が聞こえる。第二次世界大戦の日本の役割を覚えている国々にとって軍隊を持つようになる日本は恐ろしそうかもしれない。しかし、平成25年前半の東アジアの国際的な展開は安倍首相に有利である。中国や韓国との領土問題や北朝鮮の戦争脅威ので、軍隊を持たない日本の将来に関する不安な声が聞こえる。従って憲法改正を支える人の数も増えていく。

しかし、この傾向は平成25年の後半に逆になりそうだ。朝日新聞は8月に行った調査結果によると、憲法改正に反対する回答者は増加し59%になった。安倍首相が代表した与党を支える回答者の間にも反対した人の数は49%を超えた。この傾向を見ると、自由民主党を支える日本人も憲

法改正の草案に対する疑問することや問題があると感じることも珍しくないということが分かる。それより様々な法学者からも憲法改正の草案に関する批判が出てきた。次に法学者や群馬大学の法学の教授の藤井正希の意見に基づき、憲法改正の提案の問題点を調べよう。

## **憲法改正の草案の問題点**

現在の与党の自由民主党は平成24年4月27日に決定された日本国憲法改正草案を出した。この草案のもっとも重要なポイントは憲法第96条を書き換えることである。憲法96条は憲法を書き換える方法を規定する規則だ。現在の憲法を書き換えることは非常に難しい。条件が3つある。

- 1) 国会の3分の2以上の発議
- 2) 住民投票で国民の過半数の賛成
- 3) 天皇の公布

この3つの条件で、憲法は戦後一度でも改正されたことがなかった。第96条書き換えることになったら、国会の過半数の賛成だけで書き換えることが可能になる。理由は様々が出て来た。憲法を書き換えるのは世界中で最も難しいし、国会の3分の1をちょっと超えた国会議員は憲法を書き換えることを止められることは民主主義に反するのという理由は最も重要な二つである。さらに、与党によると憲法は時代に応じた改正が必要だ。そのため、まず憲法を書き換えることを難しくならないようにするのは重要な段階である。

確かに日本は憲法改正のための手続きが難しいが、名国に比べて、日本より手続きが難しい国が少なくない。それに対し、提案した手続き、いわゆる、国会の過半数の賛成での憲法改正は簡単すぎるのではないだろうか。例えばハンガリーの憲法でも国会の3分の2の賛成が必要と規定する。そして勿論民主主義を守るべきだが、民主主義は多数決と同じものではない。国民の代表として選ばれた国会議員の50%を少し超えた多数に決められたことは国民の50%の意思と反対することなら、それは民主主義だと言えるだろうか。

そして、憲法は現在まで変わらなかったこと理由は憲法を変えることが出来ないわけではない。もし本当に書き換えることが必要だったら、その可能性が現在でもある。

もう一つの重要な問題点は、この第96条を書き換えることを提案する草案の本当の価値である。第96条が書き換えられるようになったら、後は憲法の全ては与党が決めたようになる。第96条を改正することを決める住民投票に参加する国民の皆は、実は憲法9条の将来や現在は予想できない

多数の条の将来に関する決定をする。

憲法改正の問題点は様々があるが、本研究は憲法9条を中心に行われたので、その憲法9条と繋がっている問題点しか述べない。しかし、問題点の全ては一つずつでも重要であるので、様々な関係ない提案を一つの「パッケージ」にしたことは、憲法9条の問題の解決方法にも関係ないとは言えないだろう。憲法9条の問題とともに天皇の役割の問題や基本的な人権に関する問題もある。この様々な問題を一つにするのは予想できなく影響ももたらす可能性がある。

憲法9条を次のように書き換える提案がある。まず、第二章の名前を「戦争の放棄」から「安全保障」に変化する。憲法9条の言葉は次のように変わる。

**「第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。**

**第2項 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。」**

第1項はほとんど現在の憲法9条第1項と一緒だが、提案した規定は二つの重要なところで違っている。まずは、戦争の放棄という表現が消えてしまう。従って戦争と関する様々な行為は以前「永久にこれを放棄する」とされ、提案による「用いない」ことになる。新しい第1項を見ると、戦争はこれからも望ましくないことになるが、戦争の手段を放棄することより弱く、ただ用いないものになる。その第1項は現在の憲法にも直接効果がなく、日本の態度を表す項しかなかったもので、これだけで憲法9条の存在は消えないが、態度の変化を表し、国際的なメッセージを送るかもしれない。

この変化に本当に影響されている項は次の第2項である。現在の憲法9条は第2項によって効果をもたらすが、新しい第2項は第1項の効果をキャンセルする。「自衛権の発動」は憲法に定義されていない表現だが、来襲された時の自衛権の程度はどれぐらいかという疑問に答えられない。初めて読んだら日本を来襲した敵に対し、国の国境を超えない行為が許されると思われがちだが、実はこれで日本は軍隊も持ったり、その軍隊を海外でも使えたりする国になる。「自衛権の発動」の意味ははっきりされていないと、これは平和主義の規定になることが出来ない。



## 調査結果のまとめ

この問題に関する様々な意見は異なっており、議論の基になるのは当たり前だと思われがちだが、実は憲法を書き換えることに賛成する意見を表す50%以上は日本の民族全員の50%と同じわけではない。位置、また身分や職業などによって賛成率が違う。日本人学生の平和主義に関する意識を評価できるように、平成25年1月に群馬大学でアンケート調査を行った。この調査の目的は賛成するや反対することを知っているより、その意見の理由を調べることだった。

このアンケート調査に参加した人は群馬大学の学生の22人であった。参加者の73%は女性で、27%は男性の方だった。この22人の回答者は5つの質問に答えを出し、憲法9条に関する意見を表した。質問の全ては自分の考えていることに最も近い答えを選ぶ形式であったが、個人的な意見を表せるように、「その他」を選べば、回答者は自由回答も出来た。質問の全てを含む回答用紙をこの論文の付録1として添付する。

この調査で日本人の平和主義に関する考え方の様々な特徴が明らかになった。まず、日本人は自分の憲法に関する基本的な関心があると言うことを表している。1つ目は「**日本国憲法を読んだことがありますか？**」という質問だった。この質問の目的は、日本人は憲法に関する基本的な知識の程度を調べることだった。その結果、回答をした人の82%が「はい、読んだことがある」と回答し、18%が「いいえ、読んだことがない」と言った。従って、この結果は日本人は自分の憲法に関する基本的な関心があると言うことを表している。結果を見ると、憲法を読んだことがない人がほとんどいないということも分かる。

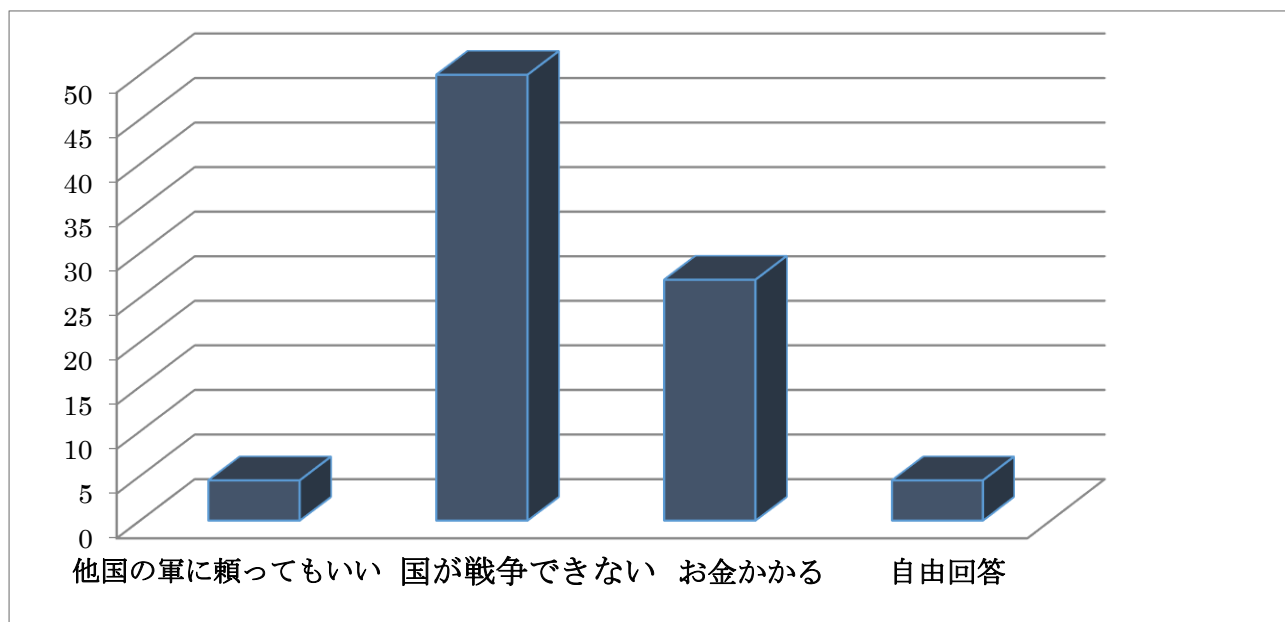
さらに、憲法9条の問題は憲法の内容に興味がない人にも知られているということを読み取り、この問題が法的や政治的な話題だけではなく、社会的な問題であるということが分かった。この結論は問い2の回答を見ると分かった結論である。2つ目の質問は「**日本国憲法の第9条の内容を知っていますか？**」という質問だった。この質問の目的は、憲法知識に関わらず、憲法9条を巡る議論やこの憲法9条の社会的な重要さを調べることであった。回答した人の全てが「はい、知っている」と回答した。これで、憲法や法律には興味全くない人も憲法9条のことを知っているということを読み取れる。

3つ目の質問は「**この第9条については基本的にどう思いますか？**」という質問だった。この質

問の目的は、この問題に関する基本的な意見を調べることだった。回答した人の大部分の**87%**が「いいこと」と回答した。第9条が悪いことだと思った回答者は全くいなかった。そして回答者の**13%**が「どちらでもない」と答えていた。

この結果を見ると、回答者の大部分が憲法9条がいいことと思っていることが分かる。従って、反対意見が回答者の中に現れていなかったということも分かる。そしてどちらでもない、いわゆる無関心がある若者もいるということもこの情報から読み取れる。

3つ目の質問で現れた意見の理由を表すための次の質問は、前の質問の答えによって違っている。次の質問の目的は、その憲法に対する思いの原因を調べることである。そのため、次の質問は「**どうしてその第九条はいいことだと思いますか？**」という質問だ。回答者の答えは次の表のようになった。



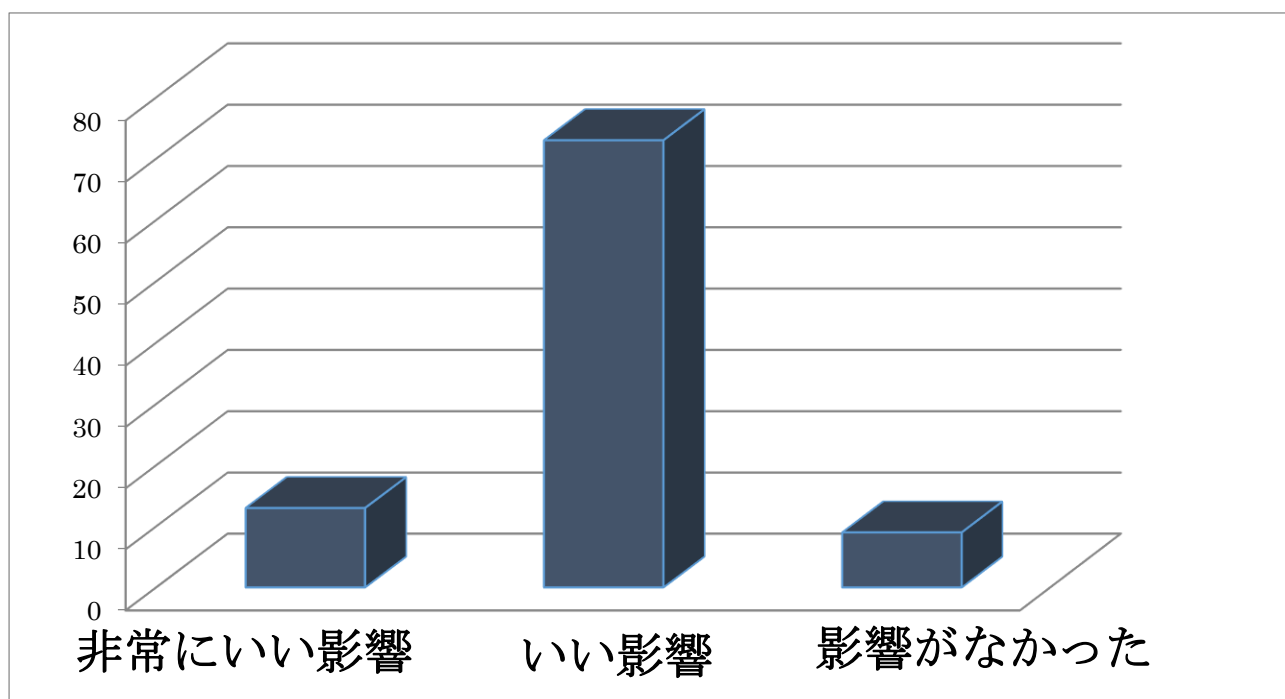
憲法9条がいいことだと思う人の大部分の**50%**は「**軍隊がなかったら、政府が戦争しようとしても、戦争出来ないからです**」と答えた。また、回答者の**27%**が「**軍隊を持つことや、研究開発、軍隊の拡大には大変お金かかるので、そのお金を経済の発達などのため使ったほうがいいからです。**」と答えていた。4.5% (一人の回答者)が、「**ほかの軍隊がある国（アメリカとか）に頼って国が守ることが出来るなら、軍隊がある必要はありませんからです。**」と思った。そして一人の回答者が自由回答で意見を出した。その自由回答は「**平和と言う象徴として存在する意義があるから**」だった。

賛成する大学生に挙げた様々な理由を見ると、分かったことは次だ。憲法9条は回答者の大部分に平和のカギだと思われていることが表れている。そして国が来襲されているより自分が戦争を

する恐れがあると思う人も多かった。さらに経済的な理由、いわゆる軍隊を持つようになるため使ったお金を他の目標のために使ったほうが良いという理由を挙げた人も多かった。興味深いことに、戦争が起こり得ないと思う回答者がいないということもこの情報から読み取れた。それより戦争の可能性が現実的だと思うが、憲法9条の益がもっと重要だと思う人が多かった。憲法9条のことを象徴として認める意見もこの規則に代表された概念の重要性を表す。

そして、「どちらでもない」と答えた13%がその答えの理由として個人的な意見を出した。それは自衛隊の存在に対する疑問や批判を中心にした意見であった。自衛隊の存在はやはり矛盾であると思う人の数が多くなり、結局憲法9条に対する反対意見にりかねない。そして憲法9条の表も裏も見るとはっきり決められない回答者もいた。なぜなら戦争を放棄するのはよいことだが、万が一チャンスで戦争が起こったら、政府は国を守られないということは良くないからだ。

次には憲法9条の現在までの影響に関する質問があった。4つ目の質問は「第9条は戦後からの規則です。今までの影響についてどう思いますか?」という質問だった。この質問の目的は、憲法9条の歴史についての考え方を調べることだった。回答者の答えは次の表のようになった。

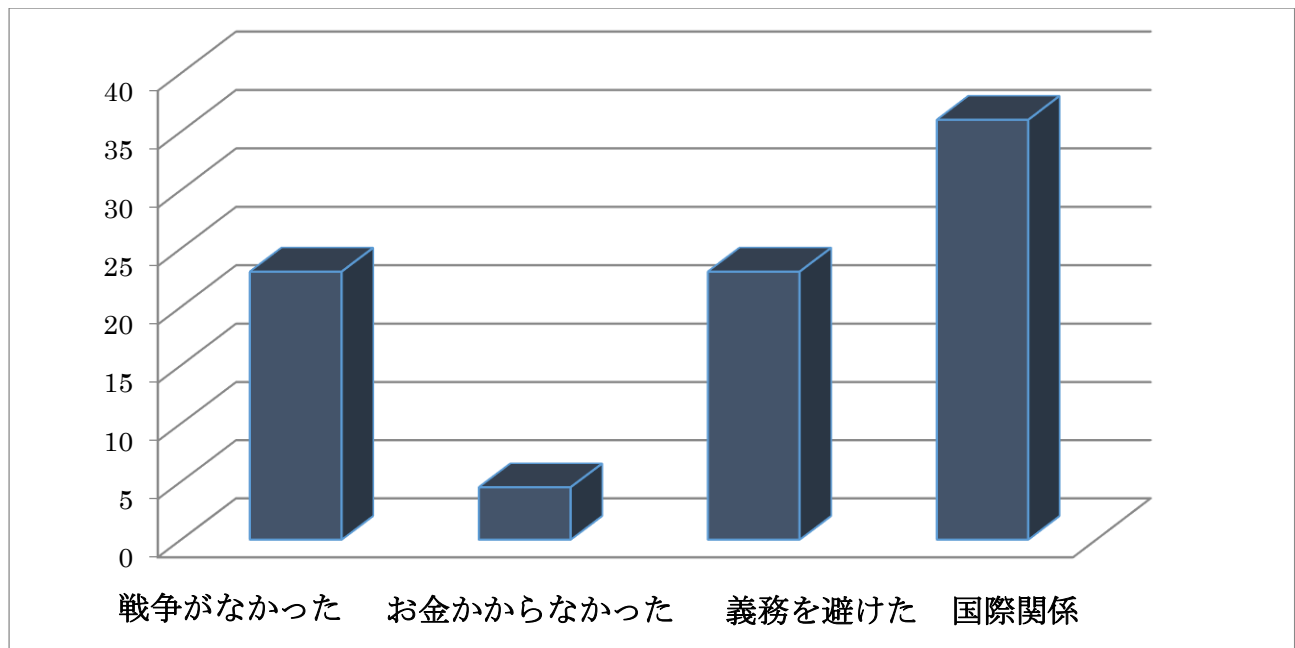


以上の表の通りに、回答した人の大部分の86%が「いい影響」と回答した。「悪い影響がある」思う回答者は全くいなかった。そして回答者の9%が「影響がなかった」と答えた。

この結果を問3の結果と比較すると、憲法がいいことだと思った回答者は憲法の現在までの影響

に対する思うも同じである。従って、その影響が悪かったと思う回答者がいなかったということも分かる。そして影響がなかったと思う若者もいるということもこの情報から読み取れる。

4つ目の質問で出てきた意見の理由を表すための次の質問は、前の質問の答えによって違っている。憲法に影響は良かったと思った回答者はその答えの理由を次の質問の答えにした。4つ目の質問は「**どうしてその第九条がいい影響があったと思いますか？**」という質問だった。回答者の答えは次の表のようになった。



憲法9条がいい影響があったと思う人の大部分の36%は「戦争が絶対しないと言うことのこの保証は国際関係について役に立ったからです」と答えた。二番目の多かった答えは(23%で)「そのときから戦争が全然怒らなかつたからです」と「この規則のおかげで、国連やアメリカとかのいろいろな作戦への参加の義務を避けたからです」で、「軍隊の研究開発、軍隊の拡大のためのお金を経済の発達などのため使ったほうがよかつたからです」と答えた人が一人しかいなかった。

回答者がこの憲法9条の国際的な効果が重要であつたと思うことが表れてた。従って、「戦争がなかった」という直接的な効果があつたと思う人がいるということも分かつた。そして経済的な影響がなかったと思う大学生も多かつたということもこの情報から読み取れた。

調査結果のまとめとし、様々なことが明らかになつた。まず、憲法9条が悪いことだという意見が出なかつた。無関心がある人がほとんどいなかつたので、これは日本人にとって重要な問題だということが分かる。そしていいことだと思ふことの原因が人によつて違つていたが、理由として国際的な

影響が最も多かった。しかし、最も興味深いところは、その反対意見が全然出てこなかったことであつた。それは何故だろうか。確かに朝日新聞や毎日新聞の意見調査の結果と異なっており、この大学生に関するデータの解析のためこの研究は不適切だが、ほのめかしており含意はさらに研究のきっかけになりかねない。

「どちらでもない」と答えた一人の回答者の理由は「日本は軍隊を持つかどうかは今までの出来事には関係なかった。」であつた。

5つ目の質問は最後に憲法9条の将来に対する感想を調べるための質問であつた。これは「日本国憲法の第九条は将来に削除されると思いますか？」という質問だつた。回答者の82%は「いいえ」と答えた。この結果を見ると、憲法9条に賛成する回答者はその憲法9条の将来にも信用できるということが読み取れる。しかし、賛成した人の率は憲法9条は将来にも削除されていないと思う人の率より多かつたということから憲法9条に賛成する人も9条の将来に関する不安があるということが分かる。

### インタビュー感想

アンケート調査と同時に憲法9条のテーマに関するインタビューも行った。25名が参加した。アンケート調査の仕方に比較すると、このインタビューの目的は、知らない人にいつも同じ質問をして答えを統計的な評価を行うことと違つた。よく知っている人と会話をし、フリートークのやり方で憲法9条の話をしながらインタビューを行った。このようなインタビューの目的は様々な位や年齢の人の基本的な憲法意識や意見を調べることであつた。アンケート調査は憲法9条に関する知識や現在までの展開に基づいた意見を調べるために相応しかつたが、平成25年に始まつた議論やこの頃の展開に対する意見を表すように、このようなインタビューはもっと相応しいと思う。このような仕方では結果というより話し手の意見に基づく感想が出てくるので、次にその感想をまとめる。

インタビューから分かつたことの一つは、この頃の国際的な展開の影響が非常に大きいということである。中国や韓国との領土問題や北朝鮮に対する不安や戦争の恐れに意見が影響されている人が多い。従つてこのような問題について情報を報告するメディアの影響も重要だ。国際政治は詳しい人は非常に少ないので、メディアを通して手に入れた情報は憲法9条に関する意見を左右出来る。本研究はメディアの影響を調べなかつたが、研究の続きとしてこの問題も調べるつもりだ。

憲法9条に賛成する人はその憲法9条の国際関係に関する影響の価値が高いと思う。軍隊を持たずに平和を目指す日本は敗戦後の国際関係が良かったということは憲法9条の項かだったと思う人が多い。しかし、この考え方の基は以前のポイントと似ているように、自分が経験したことではなく、言われたことや信じていることだ。いわゆる、メディアの影響が多いということが分かる。

自衛隊の存在は憲法9条に賛成する人にも反対する人にも問題点になりがちだ。自衛隊を軍隊の一種であると思ひ、本物の軍隊として認める人が多い。さらに、この矛盾な状態の基は、自衛隊は憲法に規定されていないことである。憲法9条に賛成する人が多いのに、自衛隊があることは憲法9条の違反だと思ひ人がいる。そして無関心がある人の理由はほとんどこの自衛隊が存在するので憲法9条は実現されていないという考え方に基づいた意見である。

憲法9条に反対する、いわゆる日本は軍力を持つようになって欲しい人はほとんど40歳以下の男性である。このような意見の原因が3つの種類がある：

- 1) 東南アジアの国際的な展開やその展開と繋ぐ戦争の恐れが一つ目の理由である。自分の国の将来に関する不安がある人が多くなりつつある。このような考え方を持つ人は別に戦争を望まないが、国を守るため現在こそ軍隊が必要だと思ひ。
- 2) 二つ目の理由は、アメリカの軍力を頼る限り、日本は独立国になれないということだ。このように考える人によると、独立した日本の鍵は軍力である。この考え方は与党の現在のキャンペーンに合う。日本国憲法は日本人の望んだことではなく、米軍に監督されたことであつた。キャンペーンのスローガンの「日本を取り戻す」を実現するため、憲法を書き換えるしかない。これで、日本の独立は憲法9条に反対する概念だと思ひ人もいるということが分かる。
- 3) 憲法9条は世界中で事例もない規則である。この特徴はおかしいと思ひ人も結構いる。世界の国々の全ては軍隊を持つことを見ると、持たない国は日本しかないことは日本の間違えだと感じる人はこの頃の国際的な展開に関わらず日本は軍隊を持って欲しいである。

## **結論**

本研究では、日本国憲法第9条を巡る議論の様々な面を調べた。まず、憲法9条の歴史や基本的な特徴を述べ、憲法9条はなぜ特別であるかという質問に答えてみた。法的にも社会的にもこの憲法9条は特別な役割を果たすことが分かつた。

次に自衛隊の存在を巡る争論を調べた。軍隊的な特徴があるが軍隊ではないという矛盾であるこの自衛隊の存在に関する憲法的な規定が必要だということが分る。与党の憲法改正の草案が実現されているにも関わらず、自衛隊は憲法に入るべきだと思う。特に憲法9条との曖昧な関係をはっきりするのは必要だと思う。

次に憲法を巡る議論と繋がる国内や国際展開を調べた。最も重要な問題点の一つは、憲法9条の問題を手段にし、憲法改正で政治的な目標を目指す限り、本当の解決にならないことである。安倍首相に代表された草案をこの頃の国際的な展開のでサポートする人が多くなってきた。しかし、第96条を書き換えることは、憲法9条の将来とともに日本の立憲主義の将来に関する決定である。将来に長く影響を与えるこのような重要な問題を現在の政治的な理由や国際政治に関することに基づく理由で決定すべきではないと思う。従って、憲法を書き換える手順を単純にすることは憲法9条に関することのみわけではない。50%以上のルールは規則になれば、現在まで変わることもなく、安定な憲法は与党の「玩具」になりかねない。根本法としての役割を果たすため、安定ではない憲法は相応しくないと思う。従ってこの憲法9条をめぐる問題は実は日本の立憲主義に関する問題である。この論文で調べた憲法改正の草案も憲法9条のことだけではなく、多くの他の条も書き換えるつもりであることもこの考えを支える。様々な点を分離せずに「パッケージ」にすることより問題点を一つずつ調べ決定することは最も相応しいと思う。

行ったインタビューや調査の結果を見ると、日本人の憲法9条に対する意見が様々があるということが分かった。反対する人も賛成する人もいるが、平和主義の概念に関する思いが強い。平和主義は日本の歴史や現代の文化の一部としての重要さも分かる。やはり平和主義の問題は単純ではなく、法的なレベルや社会的なレベル、そして政治的なレベルが様々あるということが本研究を行ったとき分かった。従って平和主義を捨てるのはそれ自体も大変なことだが、政治や立憲主義に関する影響は予想不可能である。従ってこの問題を政治家も、日本の民族もゆっくり考えた後で決めたほうが良いと思う。そうしないと、後悔することになるのではないだろうか。

## 参考

- 日本国憲法
- 自衛隊法
- 杉原泰雄:「資料で読む日本国憲法憲法(上)」  
(岩波書店、平成6年6月15日)
- 日本国憲法改正草案

- [http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)
- 日本国憲法改正草案Q&A  
[http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou\\_qa.pdf](http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf)
- 藤井正希が平成25年前期に群馬大学社会情報学部で行った憲法Iの授業の内容をまとめた資料
- 藤井正希:「憲法96条の改正の是非」  
(藤井正希が平成25年前期に群馬大学社会情報学部で行った憲法勉強会の資料)
- 藤井正希:「自民党の憲法改正草案の問題点」  
(藤井正希が平成25年前期に群馬大学社会情報学部で行った憲法勉強会の資料)
- **The SIPRI Military Expenditure Database**  
<http://milexdata.sipri.org/>
- **The 15 major spender countries in 2011**  
[http://www.sipri.org/research/armaments/milex/resultoutput/milex\\_15](http://www.sipri.org/research/armaments/milex/resultoutput/milex_15)
- 自衛隊のウィキペディアページ (平成25年9月15日閲覧)  
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%87%AA%E8%A1%9B%E9%9A%8A>
- **ASAHI POLL: 54% against making constitutional revisions easier** (平成25年5月2日閲覧)  
[http://ajw.asahi.com/article/behind\\_news/politics/AJ201305020072](http://ajw.asahi.com/article/behind_news/politics/AJ201305020072)
- **Japan's 66<sup>th</sup> anniv. of Constitution: More people oppose amending Article 96**  
(平成25年5月3日閲覧)  
<http://www.europe-solidaire.org/spip.php?article28578>
- **Most Japanese Support Change to Postwar Charter** (平成25年5月5日閲覧)  
<http://online.wsj.com/article/SB10001424127887323372504578464622440869226.html>
- **ASAHI POLL: 59% against moves to allow right to collective self-defense**  
(平成25年8月26日閲覧)  
[http://ajw.asahi.com/article/behind\\_news/politics/AJ201308260110](http://ajw.asahi.com/article/behind_news/politics/AJ201308260110)
- **Needed: Japanese Constitutional Revision And A U.S.-China 'Pax Chimerica' East Asian Security Order** (平成25年8月12日閲覧)  
<http://www.forbes.com/sites/stephenharner/2013/08/12/needed-japanese-constitutional-revision-and-a-u-s-china-pax-chimerica-east-asian-security-order/>
- **Japan to exchange its reputation for military power** (平成25年7月19日閲覧)  
[http://english.pravda.ru/world/asia/19-07-2013/125199-japan\\_army-0/](http://english.pravda.ru/world/asia/19-07-2013/125199-japan_army-0/)
- **In Focus: North Korea's Nuclear Threats** (平成25年4月16日閲覧)  
[http://www.nytimes.com/interactive/2013/04/12/world/asia/north-korea-questions.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/interactive/2013/04/12/world/asia/north-korea-questions.html?_r=0)
- “自衛隊の災害派遣97.7%が評価「良い印象」過去最高の91.7%”. 産経新聞.  
(2012年3月11日) 2012年3月11日閲覧)
- オリジナルリサーチ: 日本国憲法第9条についてのアンケートのデータ
- オリジナルリサーチ: 日本国憲法第9条について行ったインタビューのデータ

(付録1: 日本国憲法第9条についてのアンケート)

## 日本国憲法第9条についてのアンケート

こんにちは。

群馬大学の学生として、あるプロジェクトワークのためアンケートをいたします。このアンケートのテーマは日本国憲法の第九条です。このアンケートの5つの質問に教えてください。ご協力よろしくお願いたします！



下の質問に答える時一番適当な答えに○を付けてください！

性別： 男性 女性

職業： 学生 公務員 会社員 事業主 主婦 引退者

その他(教えてください) .....

**問1: 日本国憲法を読んだことがありますか？**

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) はい
- 2) いいえ

**問2: 日本国憲法の第9条の内容を知っていますか？**

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) はい
- 2) いいえ

(「いいえ」と答えた場合は、このアンケートの4ページの下その第9条を読むことが出来ます。)

**問3: この第9条については基本的にどう思いますか？**

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) 非常にいいこと (問3Aから続けてください)
- 2) いいこと (問3Aから続けてください)
- 3) どちらでもない (問3Bから続けてください)
- 4) 悪いこと (問3Cから続けてください)
- 5) 非常に悪いこと (問3Cから続けてください)

**問3A: (問3で(1)または(2)と答えた方のみ)**

**どうしてその第9条はいいことだと思いますか？**

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) 今の時代は戦争が絶対起こり得ないので、軍隊を持つ必要はないからです。
- 2) ほかの軍隊を持つ国(アメリカなど)に頼って国が守ることが出来るなら、軍隊を持つ必要はないからです。
- 3) 軍隊を持たなかったら、政府が戦争しようとしても、戦争出来ないからです。
- 4) 軍隊を持つことや、研究開発、軍隊の拡大には大変お金かかるので、そのお金を経済の発達などのため使ったほうが良いからです。

5) その他 (自由回答で説明してください) :

.....  
.....  
.....

**問3B:** (問3で(3)と答えた方のみ)

**どうしてその第九条の善悪についてどちらでもないと思いますか?**

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) 自分の日常生活には関係ないことだからです。
- 2) 今の時代は戦争が絶対起こり得ないので、軍隊を持つかどうかは大した問題ではないからです。
- 3) その他 (自由回答で説明してください) :

.....  
.....  
.....

**問3C:** (問3で(4)または(5)と答えた方のみ)

**どうしてその第九条は悪いことだと思いますか?**

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) 軍隊を持たなければ、国を守れないからです。
- 2) 軍隊を持たなければ、ほかの軍隊を持つ国 (アメリカとか) に頼るしかない状態になってしまうからです。
- 3) 軍隊を持たなければ、ほかの軍隊を持つ国との問題が起きたとき、日本の立場は不利になるからです。
- 4) 「戦争を絶対しない」という理想を基本的に認めるが、その理想を憲法に含めて国の力を制限しないほうがいいからです。
- 5) その他 (自由回答で説明してください) :

.....  
.....  
.....

**問4: 第9条は戦後からの規則です。今までの影響についてどう思いますか?**

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) 非常にいい影響があった (問4Aから続けてください)
- 2) いい影響があった (問4Aから続けてください)
- 3) 特に影響がなかった (問4Bから続けてください)
- 4) 悪い影響があった (問4Cから続けてください)
- 5) 非常に悪い影響があった (問4Cから続けてください)

問4A: (問4で(1)または(2)と答えた方のみ)

どうしてその第九条がいい影響があったと思いますか？

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) そのときから戦争が全然起こらなかったからです。に
- 2) 軍隊の研究開発、軍隊の拡大のためのお金を経済の発達などのために使ったほうがよかったからです。
- 3) この規則のおかげで、国連やアメリカなどのいろいろな作戦への参加の義務が避けられたからです。
- 4) 戦争が絶対しないと言うことのこの保証は国際関係について役に立ったからです。
- 5) その他 (自由回答で説明してください) :

.....  
.....  
.....

問4B: (問4で(3)と答えた方のみ)

どうしてその第九条が影響がなかったと思いますか？

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) 戦争の恐れが全くなかったからです。
- 2) 日本は軍隊を持つかどうかは今までの出来事には関係なかったからです。
- 3) その他 (自由回答で説明してください)

.....  
.....  
.....

問4C: (問4で(4)または(5)と答えた方のみ)

どうしてその第九条が悪い影響があったと思いますか？

一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) 軍隊が全くないせいで国の国際的な立場は不利になったからです。
- 2) 昔から軍隊能力がある日本から軍隊が取られたのは国民の士気に悪い影響があったからです
- 3) その他 (自由回答で説明してください)

.....  
.....  
.....

問5: 将来にはこの第九条を削除することが実現されると思いますか？  
一番適当な答えに一つだけ○を付けてください。

- 1) はい
- 2) いいえ

このアンケートを記入していただいて、真にありがとうございます！

**第九条第1項** 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

**第2項** 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。